

加東市小中一貫教育研究会設置要綱

(設置)

第1条 加東市の小中一貫教育について、学校、保護者及び地域の意見を取り入れながら、その課題を整理し取り組むべき具体的な方策を研究・検討するため、加東市小中一貫教育研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 研究会は、加東市における小中一貫教育について、調査及び研究・検討を行う。

(組織)

第3条 研究会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者で構成する。

(1) 学識経験者

(2) 小学校及び中学校関係者

(3) 小学生及び中学生の保護者代表

(4) 地域代表

(5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

3 教育委員は、オブザーバーとして研究会に参画する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 研究会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は会務を総括し、研究会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 研究会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 研究会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 研究会の庶務は、教育委員会教育総務課小中一貫教育準備室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月28日から施行する。